給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号

福岡県直方市大字植木480番地７
再生債務者　麻生　　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月５日付再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年５月11日まで
平成29年４月20日　福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（再ロ）第４号

鹿児島県姶良市西餅田3058番地54
再生債務者　中村　徳之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月７日付再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年５月24日まで
平成29年４月20日
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番地５（アルファステイツ宇多津四番丁803）
再生債務者　梅崎　邦彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月19日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（再ロ）第５３号

大阪府高槻市東五百住町２丁目37番15号
再生債務者　吉川　通正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第４号

さいたま市西区大字水判土257番地39
再生債務者　高橋　賢次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第８号

静岡県駿東郡長泉町桜堤２丁目５番６号　サンフローコート201号
再生債務者　山下　典孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月20日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 29 年３月 31 日
法務省共済組合代表者
法務大臣　金田　勝年

第28条第１項の表中「4.91/1,000」を「5.55/1,000」に、「9.82/1,000」を「11.10/1,000」に改め、同条第２項の表中「4.91/1,000」を「5.55/1,000」に改め、同条第３項中「0.93/1,000」を「1.18/1,000」に改める。

別表（第３条関係）中津地方検察庁支部の項、岐阜地方検察庁支部の項、福井地方検察庁支部の項、金沢地方検察庁支部の項、富山地方検察庁支部の項、徳島地方検察庁支部の項、高知地方検察庁支部の項及び松山地方検察庁支部の項を削り、「福岡法務局支部」を「法務局福岡支部」に改め、佐賀地方法務局支部の項、長崎地方法務局支部の項、大分地方法務局支部の項、熊本地方法務局支部の項、鹿児島地方法務局支部の項、宮崎地方法務局支部の項及び那覇地方法務局支部の項を削り、「札幌法務局支部」を「法務局札幌支部」に改め、函館地方法務局支部の項、旭川地方法務局支部の項及び釧路地方法務局支部の項を削る。

附　則

１　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
３　津地方検察庁支部、岐阜地方検察庁支部、福井地方検察庁支部、金沢地方検察庁支部及び富山地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁名古屋支部において、徳島地方検察庁支部、高知地方検察庁支部及び松山地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁高松支部において、佐賀地方法務局支部、長崎地方法務局支部、大分地方法務局支部、熊本地方法務局支部、鹿児島地方法務局支部、宮崎地方法務局支部及び那覇地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局福岡支部において、函館地方法務局支部、旭川地方法務局支部及び釧路地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局札幌支部において、それぞれ行うものとする。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 29 年４月１日
刑務共済組合代表者
法務大臣　金田　勝年

第24条第１項の表中「5.65/1,000」を「6.13/1,000」に、「11.30/1,000」を「12.26/1,000」に改め、同条第２項の表中「5.65/1,000」を「6.13/1,000」に改め、同条第３項中「0.54/1,000」を「0.61/1,000」に改める。

附　則

１　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
２　変更後の第24条第１項、第２項及び第３項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成 29 年４月 28 日　　神奈川県教育委員会
１　失効した免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
⑴　中学校教諭一種免許状、社会、平18中一種第1456号、平成19年３月31日、神奈川県教育委員会
⑵　高等学校教諭一種免許状、地理歴史、平18高一種第2069号、平成19年３月31日、神奈川県教育委員会
２　失効年月日　平成29年２月28日
３　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
４　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
松澤　宗之　神奈川県

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続し、Ｚは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、甲については平成二十九年三月二十七日、Ｚについては平成二十九年三月三十日にそれぞれ終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第十七号）
平成二十九年四月二十八日
栃木県小山市大字荒井五六六番地
（甲）株式会社坪野谷紙業
代表取締役　坪野谷光男
静岡県富士市水戸島元町一八番六号
（乙）株式会社富士見バッケージ
代表取締役　吉田　達也